

大正九年以降における臣籍降下基準の沿革に関する一考察

——降下した皇族の待遇問題を中心に——

賀 申 杰

はじめに

一、近代における「臣籍降下」の沿革

近代における「臣籍降下」の制度の沿革は大きく以下四つの時期に分けられる。

第一、明治初期における「一代皇族制」の制定から崩壊に至るまでの時期である。維新时期における宮門跡の復飾（還俗）の結果、伏見、有栖川、閑院、桂四つの世襲親王家のほか、多数の宮家が新設され、この新設の宮家をめぐって近代皇族・宮家関係の制度が整備された。⁽¹⁾ 明治三年、世襲親王家を除く新設の宮家に対して二代以降は臣籍降下するという一代皇族制が設けられたが、一連の特例の発生により、確立したばかりの「一代皇族制」は次第に崩されていった。⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾

第二、明治二二年皇室典範の制定から明治四〇年典範増補の成立ま

での段階、すなわち「永世皇族主義」の確立から放棄に至る時期である。

皇室典範が永世皇族制を定めたことで臣籍降下は現実問題として一時姿を消すが、「皇族の増加による財政不足」⁽⁵⁾のため明治三三年帝室制度調査局が「五世以下ノ皇族男子ヲ臣籍ニ列スルノ制」を立案し、皇室の内規として制定しようとしたが、それに対して宮内省は典範の性格の変更に反対し、結局典範増補のかたちで「勅旨」（天皇の意志）あるいは「情願」（皇族本人の意志）による臣籍降下を認めていた。⁽⁶⁾

第三、明治四〇年から大正九年「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」（以下「施行準則」と略す）の制定までの時期である。「施行準則」が、天皇家との血縁が薄い伏見宮系皇族の諸王は、邦家親王より「長子孫ノ系統四世以内ヲ除」き、成年後に爵位、世襲財産および家名が授けられると同時に臣籍に降下しなければならないことを定めた。宮家が二、三代しか存続できないことを意味した同準則は、久邇宮邦彦王をはじめ一部の伏見宮系皇族の反発を招いた。同準則の制定および準

表、「施行準則」の制定後における臣籍降下の授爵

大正9年5月、「施行準則」制定				
降下の時期	降下後の名	爵位	降下当時の年齢	続柄
大正9年7月	山階芳麿	侯爵	20	山階宮菊麿王次男
大正12年10月	久邇邦久	侯爵	21	久邇宮邦彦王次男
大正15年12月	華頂博信	侯爵	21	伏見宮博恭王三男
昭和3年7月	筑波藤麿	侯爵	23	山階宮菊麿王三男
昭和3年7月	鹿島萩麿	伯爵	22	山階宮菊麿王四男
昭和4年12月	葛城茂麿	伯爵	21	山階宮菊麿王五男
昭和6年4月	東伏見邦英	伯爵	20	久邇宮邦彦王三男
昭和11年4月	伏見博英	伯爵	23	伏見宮博恭王四男
昭和11年4月	音羽正彦	侯爵	22	朝香宮鳩彦王次男
昭和15年10月	粟田彰常	侯爵	20	東久邇宮稔彦王三男
昭和17年10月	宇治家彦	伯爵	22	多嘉王次男
昭和18年6月	龍田徳彦	伯爵	20	多嘉王三男

則を審議した皇族会議の状況については永井和氏の論文が詳しく検討している⁽⁷⁾ので、ここで贅言を費やすまでもない。

第四、大正九年「施行準則」の制定から昭和二二年の皇籍離脱までの時期、すなわち大正九年に制度化された臣籍降下の実行段階である。表で示した通り、「施行準則」の制定後、大正九年から終戦まで合計一二名の皇族が「情願」によってそれぞれ家名、爵位が賜られ臣籍に降下した。この時期、後述の通り、経済情勢の悪化と皇族の抵抗な

どの原因によって臣籍降下に関する宮内省の方針・準則は数度改正されたが、この時期における臣籍降下基準の沿革に関する先行研究は管見の限り存在していない。

二、降下後の待遇問題について

臣籍降下、すなわち皇族を華族に列する際、家名・爵位のほか、明治四三年に制定された「皇族身位令」第二七条によると、降下した皇族に対しては世襲財産を下賜する必要もあった。こうした降下した皇族への叙爵・賜金などの待遇の基準として宮内省は、大正九年の「施行準則」直後に「皇族ノ臣籍ニ降下シタル場合ノ御待遇ニ関スル件」という待遇基準を制定した。前掲永井氏の研究は「施行準則」の制定過程を詳細に検討したが、同時に制定された待遇基準の存在と沿革には言及していない。そのほか、前掲高久、藤田研究を含む皇族・臣籍降下関係の諸先行研究⁽⁸⁾も前掲表のように降下後の叙爵の事実状況を指摘するにとどまり、待遇基準に関しては検討していない。さらに一部の研究（著作）は叙爵の結果から推測し、叙爵基準について間違った結論を提示している⁽⁹⁾。

三、宮内省の方針と皇族の抵抗

臣籍降下の制度化の理由について、前掲川田敬一氏が指摘している皇室経費面の原因のほか、高久嶺之介氏は「伏見宮系皇族の増大に伴い、皇族に対する宮内省の監督に困難な側面が生じる」ことに注目し、臣籍降下制度の導入がこの監督困難に対する宮内省の打開策だと指摘している⁽¹⁰⁾。

しかし、前掲の永井氏の研究ですであきらかにされているように、

臣籍降下の制度化に対する伏見宮系皇族の抵抗は激しかった。小田部雄次氏も大正九年「施行準則」に対する皇族の反発に注目し、「大正期から昭和戦前期にかけての天皇家と皇族家との確執の多くはこの内規〔施行準則〕のこと、引用者」に根ざしていた⁽¹⁾と指摘している。すなわち、臣籍降下制度に対する皇族の反発は「施行準則」の制定後にも解消されず、臣籍降下制度の不安要素となっていたのである。実際、監督困難の打開策として導入した臣籍降下の方針・基準は逆に皇族と宮内省の確執を深めていた。

小論は、臣籍降下後の待遇問題に注目し、十分検討されていない前掲した第四の時期（大正九年以降）における臣籍降下の待遇基準の制定および改正の流れをまとめ、皇族内部の抵抗および臣籍降下の制度自体の「空白」のために昭和期に動揺はじめた臣籍降下関係準則の沿革について検討したい。

第一章、「皇族ノ臣籍ニ降下シタル場合ノ御待遇ニ関スル件」の制定

永世皇族制を規定する明治皇室典範の制定前においては、「一代皇族制」の具体的手段である臣籍降下は制度上なお可能であった。明治一八、一九年、皇室典範の草案として作成された「皇室制規」、「帝室典則」は皇族の臣籍降下を想定し、各宮家の降下世教および降下後の叙爵基準について規定を設けていた。この典範草案における臣籍降下の待遇案の制定については高久氏の研究が詳しく検討している⁽²⁾。典範草案のほか、明治一七年旧華族令制定時の叙爵内規も皇族の臣籍降下

を想定したうえで、「親王諸王ヨリ臣位ニ列セラルル者」に対して「公爵ニ叙セラルヘキ」と規定していた⁽³⁾。

明治四〇年の皇室典範増補の制定後、最初に「情願」により臣籍降下した北白川宮能久親王の四男輝久王には侯爵が授けられたが、世襲財産については、輝久王が小松宮の継承者として同宮家の財産を継承したため、同王に下賜した財産も一二万円にとどまった。これは先述した大正九年「施行準則」の制定後に降下した第二子以下の皇族に下賜した百万円以上の世襲財産と比べるとかなり少額である。この大正九年「施行準則」の制定により、臣籍降下が改めて制度化され、臣籍に降下した諸皇族に対する叙爵、世襲財産の下賜などの待遇に関する準則も同時に整えられた。以下、「施行準則」と同時に制定された大正九年の待遇基準の成立について検討を加えたい。

一、大正九年待遇基準の成立

昭和三年、山階宮家の藤麿王と萩麿王の臣籍降下に関する枢密院会議において、井上勝之助枢密顧問官は一本喜徳郎宮相に対して「本件皇族ノ臣籍降下ニ付テハ宮内当局ニ於テ慎重審議ノ後、相当ノ爵位及資産ヲ賜ハラムコトヲ奏請ストノコトナルカ、両殿下ニ賜ハルヘキ爵位及資産ノ程度ハ如何相成ルヘキヤ御差支ナキ限リ承リタシ」との質問を提出した。この質問に対し、一本宮相は「御降下後ノ待遇ハ未タ御允許ヲ経ズ、今御答ヘ致兼ヌルヲ残念トス。何レ先例皇室ノ御経済等二階ヘ相当ノ処置アラセラルヘキコトト拝察ス」と答え、さらに降下後の待遇基準について「御降下後ノ待遇ニ関シテハ内規ナク、今後ニ於テモ出来スヘシト思惟セス」と答えた。

昭和天皇も臨席したこの枢密院会議において宮内省は、降下予定の

藤麿王と秋麿王の待遇について枢密院に以下の三点を説明した。

一、天皇による裁可以前には、枢密院は降下後の待遇の詳細について言明できない。

二、降下後の待遇に関する宮内省の内規は存在しない。

三、降下後の待遇については宮内省が「先例¹⁵⁾」と「皇室ノ経済」に照らして決定する。

藤麿王、秋麿王が臣籍降下した昭和三年の時点では、大正九年「施行準則」の制定後の臣籍降下の「先例」といえるのは大正期に降下した芳麿王、邦久王、博信王の三人であった。ここではまずこの三人の「先例」に適用された臣籍降下の待遇基準の成立について検討したい。

前述の通り、昭和三年の時点で宮内省は天皇裁可前の待遇規定はできないとの方針を表明したが、実際には大正九年七月、「施行準則」制定後最初に降下した芳麿王の件が枢密院で審議された際に宮内省は芳麿王の待遇について「慎重審議ノ結果既ニ其ノ成案ヲ獲タリト言フ。即チ侯爵ヲ授ケ、従四位ニ叙シ且世襲財産ノ原資トシテ金百万円及邸宅造営其ノ他一家創立ノ費用トシテ金三十五万円ヲ賜フ見込ナル」と明確に枢密院に報告していた¹⁶⁾。更に大正一二年に臣籍降下した邦久王の場合にも、当時宮内省が内部で枢密院会議に備えて作成した「邦久王殿下臣籍降下ニ関スル席上ニ於ケル仮設質問応答」の書類によると、降下後の待遇に関して想定される質問に対して宮内省は侯爵叙爵、一三五万円を下賜する旨の回答を用意していた¹⁷⁾。ところが宮内省のこうした処置、準備の裏では、省内部において臣籍降下の待遇基準を明示する方針に反対する意見が存在していた。例えば、当時帝室会計審査局長官であった倉富勇三郎は「皇族の降下が正面の諮詢にて、降下後の待遇は問題に非ず。故に議場に議論せらるべきことに非ず。殊に

降下のことが決したる後に至り、待遇の振合を奏請せらる、手続なるへき¹⁸⁾」と、「臣籍降下」と「降下後の待遇」を別の問題と見做し、「降下」の可否については枢密院会議・皇族会議の審議を必要があるが、「待遇」の奏請は完全に宮内省内部の事務であり、それは「議場にて議論せらるべきことに非ず」と主張していた。

ところで、昭和三年の時点において一木宮相は降下後の待遇に関する内規の存在を否定したが、昭和六年邦英王の降下に関する皇族会議に鳩彦王が提出した「皇族ガ臣籍ニ降下ノ際、其ノ待遇ニ関シ規定アラハ承知シ度」との質問に対し、一木は「御待遇ト申スコトハ主トシテ爵ノ問題ナルヘキモ爵ハ思召ニ依リ賜ハルモノニシテ、思召ト申スコト固ヨリ公正ナル御沙汰アルヘキ次第ナレハ自カラ時勢ニ適応シタル一定ノ標準アルコトト存スルモ外部ヨリ思召ヲ拘束スル性質ノモノニハアラス。従テ此ノ標準ニツキ申上ケルコトヲ御慮遠致度²⁰⁾」と、具体的な待遇標準の内容について明答を拒絶しているが、ここで注目したいのは、一木が「標準」の存在を皇族会議の場で認めていることである。この「標準」については、「岡本愛祐関係文書」に残された昭和一六（一七年の家彦王の臣籍降下の際の叙爵問題に関する書類からみると、岡本をはじめ当時の宮内官僚たちは大正九年「施行準則」の「制定後程速カラヌ時期ニ定メラレタ²¹⁾」「皇族ノ臣籍ニ降下シタル場合ノ御待遇ニ関スル件」という案を叙爵の基準として参照していたことが分かる。

この待遇基準については、宮内公文書館所蔵の「皇族ノ降下ニ関スル内規ノ件、枢密院議長公爵山県有朋宛審査委員長枢密顧問官子爵伊東巳代治・審査委員枢密顧問官子爵末松謙澄・枢密顧問官富井政章・枢密顧問官侯爵井上勝之助意見書²²⁾」という史料の中に全文が収録され

ている。宮内公文書館がつけた史料名からすると、同史料は大正九年の初め「施行準則」が「皇族ノ降下ニ関スル内規ノ件」の表題で枢密院に諮詢された際に枢密顧問官らが山県議長に提出した修正意見書であるが、同史料には意見書のほか、大正九年から昭和初期までの臣籍降下に関する諸規則も収録されている。これら全ての臣籍降下関係の書類が宮内省の野紙に清書され、筆跡も同一人物のものであるから、おそらく昭和期の宮内官僚が参考のために整理・清書した臣籍降下関係の諸書類と思われる。同史料に収録されている先述の大正九年の待遇基準は、降下した皇族の待遇について主に以下の四つの方針を定めていた。

- 一、長子孫ノ系統ニ在ル者、臣籍ニ降下スルトキハ公爵ヲ授ケ、従三位ニ叙シ、勲一等旭日桐花大綬章ヲ賜ヒ資財金二百五十万円ヲ賜ハルヘキコト。
- 二、前項以外ノ皇族臣籍ニ降下スルトキハ侯爵ヲ授ケ、従四位ニ叙シ、勲一等旭日桐花大綬章ヲ賜ヒ資財金一百三十五万円ヲ賜ハルヘキコト。
- 三、前項ノ皇族カ庶出ナルトキハ相当ノ斟酌ヲ加ヘラルヘキコト。
- 四、賜ハルヘキ資財ノ額ハ経済界ノ情況ニ依リ多少ノ変更ヲ加フルコトアルヘキコト。

この待遇基準によると、長子孫の系統にある皇族が臣籍に降下した時には公爵を叙爵し、二五〇万円を下賜する。那家親王から数えて四世以内の長子孫の系統の皇族は「施行準則」の降下対象外にあるから、公爵の叙爵は実際には那家親王から五世以降、すなわち伏見宮系の宮家が消滅する時の状況を想定していた。また、長子孫の系統以外の皇

族の臣籍降下の場合には全員に侯爵を授け、一三三万円（内訳一家創立金三五万円、世襲財産一〇〇万円）を下賜すると定めている。

先述の「岡本愛祐関係文書」所収の昭和一六〜一七年に岡本が作成した家彦王の臣籍降下に関する授爵意見書からみると、大正九年の待遇基準は数度改訂されたが、昭和一〇年代においても宮内省は引き続き同基準を叙爵の基準の一つとして参照していた。²³昭和三年以前に臣籍降下した芳麿王、邦久王、博信王の三人に与えた待遇（爵位、下賜金の額）も大正九年の待遇基準の通りになっている。「施行準則」の直後に制定されたこの待遇基準の内容の検討により、臣籍降下の制度が整備された大正九年当時、各皇族の降下後の待遇に関する宮内省の方針を究明することが可能となるだろう。次節において、大正九年に成立した待遇基準と「施行準則」との関係に注目し、同基準の性格を検討したい。

二、大正九年待遇基準の性格

まず、枢密院・皇族会議の審議を経て大正天皇の裁可もうけた大正九年の「施行準則」は実際に効力を有する宮内省の内規であるのに対し、大正九年の待遇基準はあくまで降下した皇族の待遇を奏上する際の宮内省内の参考基準であり、その存在を知っていたのは省内部のごく一部の人しかなかった。その意味では両者の規定としての性格は明らかに異なるが、「皇室典範増補」・「皇族身位令」との関係からみると共通点が存在している。

「施行準則」の性格について、永井氏は同準則が「皇室典範増補第一条の『王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ』の『勅旨ニ依ル臣籍降下』がどのような場合に行われるかを

定めた。「王が皇族身位令第二五条の規定にしたがって、満一五歳以上になっても臣籍降下の『情願』を行わない場合には、天皇が臣籍降下を命じ、華族に列するものとする」とされたのである²⁴と述べている。このように「施行準則」は皇室典範増補と皇族身位令に基づき、「勅旨」による強制的な臣籍降下を適用する条件と降下の対象に関する規定を設けた「対象準則」である。それに対して、大正九年の待遇基準の内容は皇室典範増補第一条の「華族二列セシムル」時に授けた爵位の程度、および皇族身位令第二七条「華族二列セラレタル者ニハ世襲財産ヲ賜フコトアルヘシ」の「世襲財産」の額など、降下した皇族の待遇に関する「待遇準則」である。「施行準則」の直後に制定されたこの待遇基準は「施行準則」の単なる附属案ではなく、「待遇準則」として「施行準則」とともに明治四〇年「皇室典範増補」および明治四三年「皇族身位令」の補足として臣籍降下の制度を構成、維持していたのである。

ところで、既に明らかにされている通り、「施行準則」の制定に至るまでの過程において、臣籍降下に対する邦彦王、博恭王など一部の皇族の反発のために、宮内省は皇族会議令第九条（皇族会議員ハ自己ノ利害ニ関スル議事ニ付キ表決ノ数ニ加ハルコトヲ得ス）を利用して皇族議員全員を表決に参加させない形で「施行準則」に関する皇族会議を乗り切った²⁵。しかし、臣籍降下の制度に対する皇族の抵抗は依然として解消されず、それは制度施行上の不安要素としてその後大正九年の待遇基準の実行に大きな影響を与えた。

たとえば「施行準則」の制定の直後に降下した山階宮家の芳麿王の場合、宮内省は、芳麿王の臣籍降下に関する皇族会議に備え事前に各皇族の諒解を得るため、降下の時期や降下後の待遇などについて各宮

家に内申する方針を採っていた。

最初にこの内申の方針を提案したのは当時の宗秩寮宗親課長の仙石政敬である。仙石は「近日皇族会議を開き、芳麿王降下の事を議せらるべき」、「会議前何等の内談もなく、突如会議を開かることは感情宜しからざる故、大臣は其前各宮に就き十分に諒解を求め置かるる方宜しかるべく」と、宮相から各宮家に内申することを提案した。それに対し、石原健三宮内次官は「夫れも必要なるべきも、若し内談して種々の注文を出されては困るへしと云ふ。「一たひ内意を問ひ、希望を出されたる上にて、之を容れずして議案を提出したらは、尚更感情を害すへし」と皇族たちの無理な注文に懸念を抱いて反対を唱えたが、結局「懸念はあるも、大臣が皇族に就き予め内談を為すことに致す方宜しからんと云ふて、其事に決した²⁶」。

こうして実行に移された芳麿王の臣籍降下の内申であったが、石原の懸念した通り皇族からは反対意見が出された。「施行準則」に対する賛成派の一人である閑院宮載仁親王も「三十五万円の創立費にては随分困難なるへし²⁷」と下賜金の額に不満を表明し、同時に、北白川宮成久王も「芳麿王の降下の情願も宮内省より催促して情願を為さしめたる様に思ひ居られ、芳麿王は只今土官学校在学中なるに、中途にて待遇を易ふるは残酷なり²⁸」と在学中の臣籍降下に反対した。

枢密院会議の後に行われるこうした各宮家への内申は、皇族の反対意見によって降下案が再修正される可能性を生じさせるものであった。宮内省が枢密院の議場で待遇基準の明言を避ける一因としてこうした事態の想定があったと考えられよう。以降、皇族の反発、牧野伸顕宮相就任後の宮内省改革および臣籍降下基準自体の「空白」などの原因により、大正九年以降、臣籍降下の基準が数度修正され、さらに臣籍

降下の特例も創出された。次節以降ではこの問題について検討を加える。

三、一九二〇年代における臣籍降下体制の修正

宮中某重大事件のため辞職した中村雄次郎の後任として大正一〇年二月牧野伸顕が宮内大臣に就任した。その後、牧野を中心とする宮内省は大正期の社会対立を緩和するため、社会・福祉事業への寄付や御料地の払下げなどの政策を遂行し、宮内省の「平民化」改革に着手した。この一連の宮内省改革については坂本一登氏の研究が詳しく検討している。また、西川誠氏の研究によると、大正期の社会状況への対応を重視する牧野は宮中の装飾を目的とする伊東巳代治の制度整備を警戒し、宮中の蓄えを濫用して社会を刺激する施策を最小限に制限する方針を採っていた。⁽³⁰⁾

前述の大正九年の待遇基準は、長子孫系統以外の皇族が降下した際に一三五万円という巨額な財産を下賜すると規定していたため、宮相就任後の牧野は皇室の経済状況を懸念し、以下のように大正九年基準の下賜金基準に不満を表明していた。

「芳麿王降下の時、資金百万円・建築費三十万円を賜りたりとのことなるが、その理由を問へば、年に五万円の生計費は必要ならんとの見込より出てたりとの事なり。十人降下せらるれば千三百万円を出さ、るへからず。到底支出出来ることに非ず。皇族に皇室資産の詳細を開陳し、その実情を承知せられたる上、無理なる希望を起さずして皇室の維持を図られる様にいたすほかならんと思ふ⁽³¹⁾」。

社会福祉事業への積極的な支出を主張していた牧野が降下する皇族への巨額の財産の下賜に反対するのは当然である。その他、降下した

皇族への過度な優遇が一般社会を刺激するであろうという警戒も牧野のこうした主張の要因であろう。大正一二年の関東大震災の後、皇室経済の状況は一層厳しくなったため、震災直後の同年十月に邦久王が降下した際、牧野は将来第三子、第四子の降下において下賜金の額は「必しも同一の御取扱にする積りに非ず」と下賜金の基準の改正を提案した。⁽³²⁾

こうして第二子と第三子以下の待遇に差を設ける牧野の方針により、宮内省は大正九年の待遇基準の改正に着手し、当時宗秩寮爵位課長であった酒巻芳男が新しい待遇草案を提出した。同案は主に以下の二つの方針を掲げている。⁽³³⁾

一、宮号を賜はりたる王の第二子又は之に代はるべき皇族の臣籍に降下せらるる場合には侯爵を授け、従四位に叙し、家門維持及邸宅新設の資金として金百三十五万円を賜ふ。(理由) 山階、久邇

二、宮号を賜はりたる王の第三子又は之に代はるべき皇族の臣籍に降下せらるる場合には伯爵を授け、従四位に叙し、家門維持及邸宅新設の資金として金八十万円を賜ふ。第四子以下又は之に変はるべき皇族に付亦同し。(理由) 第二子に比し爵を減等し、資金を減額したるは前者は将来宮号を継承さるべき皇族か臣籍に降下せられたる後に於て、すなわち該当の宮より出たる御本家に対し宗族として最も親近の間に立たるべき家門を創めらるるものなるもの、後者は其の間親疎に付て差異あり、又之を徳川時代に於ける分藩に付て観るも同様の慣行あり。彼此斟酌すれば減等減額するを適当なりと認めたるに由る。

この酒巻草案が提出された具体的な時期は不明であるが、第一条の

制定理由の「山階、久邇両侯爵新立の際に於ける前例に従はんとす」という文面からみると、同案の提出時期は邦久王（侯爵久邇邦久）の降下（大正二年一〇月）から博信王（侯爵華頂博信）の降下（大正一五年一二月）までの間だと思われる。臣籍に降下した第二子（侯爵叙爵、下賜金一三五万円）と第三子以下（伯爵叙爵、下賜金八〇万円）の差別待遇を設けていた同案が提出された後、大正一五年には博信王が臣籍に降下した。博恭王の三男として降下した同王は、次男として降下した芳麿王・邦久王と同様侯爵に叙され、一三五万円を下賜された。一見、酒巻草案はこの時臣籍降下の待遇基準として参考されなかったように思われるが、博信王に第二子並みの待遇を与えた理由については後日岡本愛祐は以下の通り回顧している。すなわち「博恭王殿下第二男子博忠王殿下ハ既ニ華頂宮ヲ御繼承」したので、博信王は實際長男「博義王殿下二次ク年長ノ男子タル地位ヲ有セラレタルモノニシテ」、第二子同様の待遇を得たのであると。博信王の待遇の決定は必ずしも酒巻草案を反故にしたものではなかったと言える。また、同案は「上司の決裁を経たるものにあらず、未定稿とも称すへき」であるが、「当時の当局の意向を知る上に極めて意義深く又興味もある」という岡本の評価からしても、第三子以下に対する待遇の格下げを規定する酒巻草案は当時の宮内省当局の具体的かつある程度確立した意向を反映していたと考えてよいだろう。

経済状況が一層深刻になってきた昭和二年、宮内省は大正九年の待遇基準に掲げていた「賜ハルヘキ資財ノ額ハ経済界ノ情況ニ依リ多少ノ変更ヲ加フルコトアルヘキ」という条文を援用し、「財界変動ニ因リ皇室ノ歳出ニ一大節約ヲ加フル必要ヲ生シタ」として、臣籍降下の際に下賜する資財の減額について検討を始めた。当時の宮内参事官大

谷正男が提出した意見書「臣籍降下ニ際スル賜金減少ノ件」によると、その方針は「第三子以下ノミナラス臣籍降下ノ総テノ場合ニ於ケル賜金ヲ減少」するものであり、「元来賜金ヲ百三十五万円ト定メラレタル当時ニ在リテモ本賜金ハ寧ロ多額ニ失シタルノ感ナキ能ハサリシモ、当時ハ所謂皇室経済ノ好況時代ニシテ一般生活ノ標準モ亦高ク、自ラ賜金額ヲ高ムル結果トナリシモノト信セラル。皇室経済ニ対シ異常ノ緊縮ヲ要スル現時ニ於テ従前ノ資金額ヲ墨守スルコト能ハサルハ事情ノ変更シタル結果ニシテ蓋シ已ムヲ得サル所ナルヘシ。将来ノ賜金ニ付テハ従来ノ百三十五万円ヨリ其ノ三割強ヲ減シ、九十万円トスルヲ以テ適當トス」と、臣籍降下後の爵位を問わず、降下の際は全員に九〇万円（家門維持賜金六〇万円、邸宅新設資金三〇万円）を下賜することを提案している。大谷が提案した九〇万円という下賜金額はその後、事務調査会において「家門維持賜金五〇万円、邸宅新設資金二〇万円、積立基金（将来分家の場合の賜金）三〇万円、合計一〇〇万円」と修正された。

以上のように宮内省は酒巻草案と大谷案に基づいて大正九年の待遇基準の全面改正に着手し、昭和二年に新たな待遇基準を制定した。臣籍降下時の叙爵基準につき、同基準は「御降下ニ際シ授ケラルヘキ爵ハ当該皇族御当主ナルトキハ公爵、其ノ他ニ付テハ宮号ヲ繼承セラルヘキ者二次ク年長者ハ侯爵、爾余ハ伯爵トスル」と規定していた。博信王の前例に鑑み、侯爵叙爵の基準については酒巻草案中の「次男」を「宮号ヲ繼承セラルヘキ者二次ク年長者」に変更し、その他の場合に伯爵を叙爵する理由を、「従来御降下ニ際シ侯爵ヲ授ケラルルヲ例トスルモ斯クテハ将来多数ノ侯爵ヲ生スヘク貴族院構成ノ上ヨリ見ルモ必スシモ適當ナリト云フヘカラス」と、公侯爵議員の数の維持と貴

族院の構成に求めている。下賜金の額については、昭和二年待遇基準は「将来降下セラルヘキ皇族ノ数モ多キカ故ニ賜金ノ額ハ皇室経済ニ関係スル所鮮少ナラス」との理由で「家格ヲ維持スル範囲内ニ於テハ能フ限り減額スル」必要性を提示し、大谷案を援用して侯爵伯爵を問わず一〇〇万円を下賜することを定めた。⁽³⁷⁾

昭和二年基準が制定されて以降の臣籍降下は、一部の特例を除き、基本的に同基準を参照していた。昭和一五年に降下した東久邇宮稔彦王の三男彰常王（栗田侯爵）の場合、同宮の次男師正王は関東大震災の時に薨去したので彰常王は事実上「官号ヲ継承セラルヘキ者二次ク年長者」に該当し、三男の彰常王に対する侯爵叙爵も昭和二年の叙爵基準に違反していない。しかし、伏見宮系皇族の抵抗のため、宮内省はやむを得ず従来の方針を放棄し、昭和三年の藤麿王の待遇の格上げおよび一部の皇族の臣籍降下の延期を特例として認めることになる。次章はこの臣籍降下の特例の創出について検討を加えたい。

第二章、臣籍降下の特例の創出

一、昭和三年における藤麿王の臣籍降下

藤麿王は山階宮菊麿王の三男として昭和三年の七月、弟の萩麿王と一緒に臣籍に降下した。山階宮家の場合、菊麿王の長男武彦王は明治四一年に山階宮の官号を継承し、次男の芳麿王は「官号ヲ継承セラルヘキ者二次ク年長者」として大正九年、侯爵を叙されて臣籍に降下した。

昭和二年基準の「官号ヲ継承セラルヘキ者二次ク年長者ハ侯爵、爾

余ハ伯爵トスル」という条文を準用すると、昭和三年で降下した三男の藤麿王と四男の萩麿王はいずれも伯爵を叙されるはずであるが、結局藤麿王に対しては特別に侯爵が叙された。昭和二年基準が制定された直後に早速同基準に反する特例が創り出されたのである。

藤麿王に対して特別に侯爵を叙する理由につき、宮内省側は「藤麿王殿下ハ曩ニ明治天皇ヨリ将来神宮祭主トナラセラルル御沙汰アリシ関係モアリ、同殿下ニ対シテハ特ニ侯爵ヲ授ケラレタ⁽³⁸⁾」と説明していた。たしかに山階宮菊麿王死去した後の明治四三年、病弱で将来は軍務に就くことが困難に思われた幼少期の藤麿王について、明治天皇は特別に「丁年に達する後、神宮祭主に其人無くば之れに任ぜられんとする⁽³⁹⁾」という御沙汰を山階宮家に伝えた。そしてまた大正一〇年四月、宮内省が藤麿王の降下の可否について検討した際、南部光臣宮内参事官も「山階宮の藤麿王は明治天皇の御思召にて神宮祭主とならるることに内定し居り。祭主は皇族に限るに因り、降下する訳に行かざるへし」と、明治天皇の御沙汰を理由として藤麿王の臣籍降下に反対意見を述べていた。しかし、この南部の意見に対して倉富勇三郎は「其事は準則取調の際にも問題と為りたるも、明治天皇の思召と云ふものは外に数人あるも、何も書類を残り居るものなく、思召の通り祭主とならるるにしても、皇族に限ることもなかるへし⁽⁴⁰⁾」と返答している。すなわち大正九年の「施行準則」の制定の際、倉富を含む宮内省側の起草者たちはすでに「明治天皇の御沙汰」について充分考慮した上で、それを臣籍降下の免除理由として認めないと判断していた。しかも「神宮司庁官制」（明治二九年一月制定）によると、神宮祭主は皇族に限る職でもなく、実際に神宮祭主になったとしても臣籍降下は免れられるものではなかった。⁽⁴¹⁾ 神宮祭主の就任に関する明治天皇の

御沙汰は結局実行されず、後日藤麿王は東京帝国大学の国史学科に入学した。

藤麿王に特別に侯爵を叙する理由について岡本愛祐は「一木宮内大臣ハソレゾレ拜謁ノ処、侯爵ヲ適當ト認メラルル方、又藤麿王殿下ノミハ侯爵ヲ適當ト認メラルル方等二、三アラセラレ、結局藤麿王殿下ハ曩ニ明治天皇ヨリ将来神宮祭主トナラセラルル御沙汰アリシ関係モアリ（此ノ御沙汰ハ後ニ御変更アリタリ）⁽⁴²⁾ 同殿下ニ対シテハ特ニ侯爵ヲ授ケラレ⁽⁴³⁾」たと述べていた。岡本はまた昭和一〇年代に作成した臣籍降下の際の叙爵基準に関する意見書においても、藤麿王の特例について以下の通り説明している。

「従来の例は長子は終身皇族、次子には侯爵、三子以下には伯爵を賜ふ。唯一の例外は山階宮藤麿王にして兄芳麿王侯爵なるか故に伯爵たるへきとる特に侯爵を賜ひたり。其の理由は一説には同王は嘗て明治天皇より将来神宮祭主たるへき御沙汰を蒙りしことあり。然るに後に至り御取消となりたるも宮家側に徹底し居らざりし等の事情あり、他の皇族中にも同情を有せらるる向ありて、特に侯爵を賜ひたりと云ふ。又一説には同王は三子なるも常子妃殿下にとりては長子たるの事情を参酌せられたりとも云ふ⁽⁴⁴⁾」。

岡本の説によると、同王に対して特別な待遇を与えた実際の理由は、「一木宮内大臣ハソレゾレ拜謁ノ処」すなわち皇族会議前の一木宮相の皇族への内申の段階において、「皇族中にも同情を有せられ」、「侯爵ヲ適當ト認メラルル方、又藤麿王殿下ノミハ侯爵ヲ適當ト認メラルル方」⁽⁴⁵⁾が存在していたことであつた。宮内省は「施行準則」に沿わない皇族内部の意見に配慮し、やむを得ず特別に藤麿王だけに侯爵を叙したと言えよう。

一方、昭和六年、久邇宮邦彦王の三男邦英王（同王が東伏見宮家に養育され、事実上の養子として同宮家の祭祀を継承していた⁽⁴⁶⁾）の臣籍降下の際、「其爵位に付或る方面より内々希望あり⁽⁴⁶⁾」、すなわち、叙爵基準により伯爵を叙されるはずの邦英王の降下について、東伏見宮家の事実上の継承者という事情を理由として同王に侯爵以上の爵位を与えることを主張する「或る方面」の皇族家が存在していた。この邦英王の降下問題について浅見雅男氏は「『或る方面』とは、おそらく朝融王であろう。邦英王は臣籍降下したあと、後継者を欠く東伏見宮の祭祀を継ぐことになっていたし、なんといっても皇后の弟である。朝融王の性格からすれば、優遇してやってもいいじゃないかと思つても不思議ではな⁽⁴⁷⁾」と述べている。おそらく、久邇宮朝融王のほか、邦英王の事実上の養母の東伏見宮周子妃方面も同王の待遇について一木宮相に圧力をかけていた。結局、一木宮相は牧野内大臣・元老西園寺公望と相談の上、「一応言上に及びたる処、実に難有御思召しあり、極めて公明正大なる聖慮を承はりたり⁽⁴⁸⁾」。昭和天皇本人の裁断により、皇族の反対運動が収まり、邦英王の待遇が従来の基準のままになっていった。

昭和二年の待遇基準の成立により、大正九年の待遇基準が全面改正されたが、下賜金の減額と本来侯爵を叙されるはずの第三子以下の皇族に対する叙爵の格下げを規定する昭和二年基準がさらに皇族内部の反発を招いたのは当然であつた。しかも「施行準則」制定時とは異なり個別の臣籍降下に関する皇族会議においては降下者の親族だけが利害関係者として表決権を持たず、ほかの宮家の皇族の表決参加は可能であつた。皇族が皇族会議の場で反対を表明するのは天皇が下付する議案に公然と異議を唱えることを意味するため、宮内省にとって皇族

の反発は無視できない厄介な問題であった。大正期から潜在的に存在していた皇族の反発に昭和二年の待遇基準への更なる不満が加わり、この蓄積された不満が藤麿王に特別な待遇を与えた主な原因であったと理解しても間違いでないであろう。

二、降下時期に関する改正

ところで、大正九年の「施行準則」第一条では「皇室典範増補第一条及皇族身位令第二十五条ノ規定ニヨリ情願ヲ為サルトキ」を勅旨での臣籍降下の条件として定めている。この「施行準則」第一条について永井氏は「王が皇族身位令第二十五条の規定にしたがって、満一五歳以上になつても臣籍降下の情願を行わない場合には、天皇が臣籍降下降下を命じ、華族に列するものとする⁽⁵⁰⁾」と解釈している。しかし、前掲の表をみると、「施行準則」の制定後に臣籍に降下した十二名の皇族全員は臣籍降下当時すでに満二〇歳になつており、一五歳になつた直後に臣籍降下した皇族は一人もないことが分かる。

大正九年「施行準則」以降の降下例を實際にみてみよう。大正九年の芳麿王の臣籍降下に関する皇族会議において宮内省は同王の臣籍降下について、「皇族身位令第二十五条ニ於テ『皇室典範増補第一条ニ依リ情願ヲ為スニハ王滿十五年以上タルコトヲ要ス』ト定メラル。芳麿王殿下ハ既ニ成年ニ達セラレタルヲ以テ此ノ要件ニ合致シ⁽⁵¹⁾」と皇族議員に対して説明している。大正一二年の邦久王の降下に関する皇族会議においても牧野伸顯宮相が成年した邦久王は「既ニ皇族身位令ニ定メラレタル御資格ヲモ御備ヘ遊ハサル⁽⁵²⁾」と述べている。すなわち、当時の宮内省は皇族身位令第二十五条に定められた一五歳という年齢について永井氏の言うような臣籍降下の年齢期限ではなく、単に情願を

提出する資格または最低年齢だと理解していた。では、当時の宮内省側は臣籍降下の時期について何歳が適当と認識していたか。換言すれば、何歳までに臣籍降下の情願を出さなければ、「施行準則」第一条従い、「勅旨」で強制的に降下を命じるべきと考えていたか。筆者はこの問題の答えを直接に示す史料を発見できてはいないが、大正一二年の邦久王の臣籍降下に関する枢密院会議と皇族会議での質問に備え宮内省が作成した「邦久王殿下臣籍降下ニ関スル席上ニ於ケル仮設質問応答」という書類から推し測ることが可能である。その中で宮内省は邦久王の臣籍降下が「御成年後可成ノ時間ヲ經過シタル理由如何⁽⁵³⁾」との質問を予想し、「御修業ノ関係、及御両親宮御服喪ノ関係ナリ」との回答を用意している。すなわち宮内省は当時すでに二一歳になつていた邦久王が成年後一年以上経過しても未だ臣籍降下していない理由が議場で問われる可能性が高いと判断していた。この想定質疑からみると、当時の宮内省は（枢密院あるいは皇族会議の皇族議員たちも）皇族が成年した時、すなわち二〇歳⁽⁵⁴⁾を臣籍降下の適当な時期だと認識していたと考えるのが自然であろう。

しかし、一部の皇族は宮内省のこの方針に不満を表した。大正九年「施行準則」が制定された直後に臣籍降下した芳麿王（当時二〇歳）の場合、同王の降下に関する皇族会議の様子について石原健三宮内次官は「芳麿王の降下は大体は意見なきも、其時期は適当ならざる旨、朝香宮よりの意見あり。北白川宮も之に賛成せられ、久邇宮は時期は適当ならずと思ふ⁽⁵⁵⁾」、将来の事に付ては当局者は十分に考慮すること⁽⁵⁵⁾を望む」と、降下時期に関する皇族の不満を倉富勇三郎に伝えている。

この件については、宮内公文書館所蔵の同王の臣籍降下に関する皇族会議の議事録が朝香宮鳩彦王をはじめ、諸皇族の反対意見を収録し

ている。鳩彦王は芳麿王の降下時期について以下の意見を述べていた。

「本員ハ芳麿王殿下ノ臣籍御降下ノ時期ハ少尉御任官ノ時コソ然ルヘケレト思考ス。其ノ理由トスル所ハ芳麿王ハ充分御降下後ノ将来ヲ御考慮ノ上御情願アリシ事ト信スルモ当局者トシテハ充分御本人ノ御便宜ヲ計ルヘキモノト認ム然ルニ御情願アレハトテ勅許ヲ奏請シ直ニ臣籍ニ御降下アラセラルルハ不穩当ナルヘシ。現今芳麿王殿下ハ士官学校ニ御在学中ニテ且同殿下ハ父上殿下アラセラレサル御不幸ナル御方ナリ故ニ御在職中ニハ充分御安静ニ勉学相成リタル上臣籍ニ御降下有之様ニ取計ラハレタシ」。「当局ハ宜シク同殿下ノ御成年式御挙行ヲ奏請シ且少尉ニ御任官後ニ於テ初メテ臣籍降下ヲ奏請シテ然ルヘシ。凡ソ待遇ノ変化ハ専心勉学中ノ者ニ対シ打撃ヲ及ホスコト極メテ甚大ナルヘシ」。

鳩彦王は「父上殿下アラセラレサル」芳麿王に同情し、士官学校在学中の身分変更と待遇の変化が勉学に悪い影響を及ぼすとの理由で在学中の臣籍降下に反対し、任官後が臣籍降下の適当な時期だと主張していた。北白川宮も鳩彦王の意見に賛成した。⁽⁵⁷⁾久邇宮邦彦王も「専心勉学中ノ者ニ対シテ身分ノ変更ノ如キ重大ナル事柄ニ付頭脳ヲ悩マシムルハ大ナル損害ナリ」と同様の反対意見を述べ、さらに「将来ハ臣籍降下ニ付テハ十五歳ニ達セラレタルキトカ又ハ其ノ他適當ナル時期ヲ以テ決行セラルヘキモノト認ム」⁽⁵⁸⁾と一五歳、すなわち皇族身位令に定められた情願の最低年齢に達した時、あるいはそのほかの適当な時期で臣籍降下を執行することを提案した。

同年に成立した「施行準則」に対する反対派に属する朝香宮、久邇宮、北白川宮の三人が芳麿王の降下時期について反対を表した理由として、在学中の身分変更と待遇の変化への不満のほか、「施行準則」

への不満、すなわち大正九年に成立した臣籍降下の制度自体への抵抗も一因ではなからうか。

一方、大正八年五月、在学中の身分変更と待遇の変化について東久邇宮稔彦王は同宮家の宮務監督を務めていた倉富に対して以下の通り皇族の教育方針に関する懸念を漏らしていた。

「皇族の子弟は学習院に学ぶを例とし、而かも皇族の子弟は特別の教授法を執り、寄宿所も亦他の子弟と別り。子弟成長後、皇族の身位を有すれば夫れにて差支なきも、若し臣籍に降下せらる、者もありとすれば、本人一般の人と伍することを得ず。本人の不幸は言を俟たず。親としても子を教育する義務ある以上は、適当な教育を施さ、るへからず。只今の有様にては方向立ち難きに付、速に皇族の子弟の処分方を定むることを望む」⁽⁵⁹⁾。

東久邇宮が言った通り、当時学習院、陸軍士官学校と海軍兵学校は皇族の学生に対し別寮を置き、特別な教育方針を採っていた。⁽⁶⁰⁾そうした特別待遇を受ける皇族の学生が臣籍降下のために「中途にて待遇を易ふるは残酷なり」との皇族の懸念に対応して、宮内省も「施行準則」制定以降、皇族学生の特別な待遇の撤廃を検討していく。大正一〇年三月、倉富は酒卷芳男（当時宗秩寮爵位課長）に対し、「御直宮ならば格別なるも、只今学習院に入れ居る方は、之か為め別寮を設け置く必要なるへし」、「皇族の子弟なりとて帝王学のみを授けては困る」と学習院における皇族に対する特別待遇の撤廃を主張した。⁽⁶¹⁾

皇族の反対のため、芳麿王の臣籍降下以降、皇族はほとんど成年後一年程度を経た後に臣籍に降下した。昭和三年に降下した藤麿王のように成年後三年以上を経過していた皇族も存在していた。同王の場合、成年時「帝国大学御在学中ニ付キ」、「情願ハ当分延期ノ思召ニ有之、

帝国大学ニ於テモ（主任教授黑板博士）御修学上御在学中御身分ヲ御変更在ラセラレサルコトヲ切ニ希望致居候」という状況であった。そのため、宮内省は「当分ノ中臣籍降下ノ儀ハ御見合セ相成可然ト思考ス」と同王の臣籍降下の延期を許可した。藤麿王と同時に降下した萩麿王も、海軍兵学校在学中のため、臣籍降下は「遠洋航海ヲ終へ御任官ノ後」⁽⁶²⁾まで延期された。

宮内省が制定した臣籍降下の諸方針・基準のうち、昭和二年の待遇基準が皇族たちの不満を招いたため、宮内省はやむを得ず藤麿王に侯爵叙爵の優遇を与えて特例を創出した。また降下の時期の問題についても宮内省は最初満二〇歳を臣籍降下の時期として定めていたが、結局皇族の反対意見に配慮し、降下予定の皇族に対してほとんどの場合成年後一定の猶予を与えた。大正九年以降に制定された臣籍降下関係の諸方針・基準はそれ自体が数回改正された上に、伏見宮系の諸宮家の抵抗により、実際には宮内省の意図通りには実行されなかったと言える。

伏見宮系皇族の抵抗の原因としては、臣籍降下後の待遇の格下げおよび降下時期への不満の要因のほか、自らの宮家が遠くない将来に消滅することを規定する大正九年「施行準則」自体に対する不満が尾を引いていたことも一つの要因として無視できない。また、前掲した明治期の一代皇族制の崩壊に関する高久氏の研究は「親戚の情誼による運動、すなわち皇族の同族意識にもとづく運動」を明治期の臣籍降下制度が崩壊した原因として指摘している。この「親戚の情誼」と「同族意識」も大正期以降、ある宮家の皇族の臣籍降下の時期と待遇に対する他宮家の皇族の反発の一因であろう。

また、諸皇族のうち、宮号を有さない久邇宮家の多嘉王は大正九年

「施行準則」によって特別に降下の対象から排除されたが、宮号を有する王の子を臣籍降下の対象として想定し、その待遇を規定していた諸待遇基準は多嘉王の子の待遇については触れていない。この臣籍降下の基準自体の「空白」のため、多嘉王の子の臣籍降下も特例として見做され、その待遇は昭和一〇年代において宮内省内の一大問題となっていた。この問題の詳細について次章で検討したい。

第三章、多嘉王の子の臣籍降下問題

多嘉王は久邇宮朝彦親王の五男であり、兄弟の賀陽宮初代邦憲王、久邇宮二代邦彦王、梨本宮三代守正王、朝香宮初代鳩彦王、東久邇宮初代稔彦王全員には宮号が授けられている。にもかかわらず、多嘉王については臣籍に降下するとの明治四〇年の明治天皇の内旨があり、⁽⁶³⁾明治四二年の神宮式年遷宮の際、神宮祭主である賀陽宮邦憲王が病氣となったため、多嘉王はその後任に就いた。大正九年「施行準則」は「現在ノ宣下親王ノ子孫現ニ宮号ヲ有スル王ノ子孫並兄弟及其ノ子孫ニ之ヲ準用」するため、宮号を有さない多嘉王は久邇宮朝彦親王の子として本来降下されるはずであるが、「施行準則」の附則第三条「邦芳王及多嘉王ニハ此ノ準則ヲ適用セス」により、同王は降下の対象から排除された。同王が臣籍降下の対象から除外された理由については同時代において、「多嘉王は宮号を賜はりたしとの意見もありたる位にて、直に降下とする訳には行き難き事情なり」、⁽⁶⁴⁾「同王が神宮祭主たるの御地位に在るを顧慮せられたる為」、あるいは「多嘉王は他の降下せらるべき皇族とは御境遇を異にし、既に妃殿下及御子ありて多嘉王降下の結果は之等の方々も一連降下のこととなりて聊か過激なる御

変境となる⁽⁶⁵⁾」など諸説が存在している。

いずれにせよこうして多嘉王は臣籍降下の範囲から除外されたが、同王の子の家彦王と徳彦王は「施行準則」の附則第一条「此ノ準則ハ現在ノ宣下親王ノ子孫現ニ宮号ヲ有スル王ノ子孫竝兄弟及其ノ子孫ニ之ヲ準用ス」の中の「宮号を有する王の兄弟の子孫」に該当し、臣籍降下を免れることができない⁽⁶⁶⁾。しかし、昭和二年の待遇基準は基本的に宮号を有する王の子孫を対象として想定していたため、「宮号継承者二次ク年長者」といった形で宮号の継承者との血縁の親疎によつて降下後の待遇を定めており、宮号を有さない多嘉王の子の待遇については全く規定を設けていなかった。そのため昭和一四年前後に家彦王と徳彦王の臣籍降下問題が議論の俎上にあげられると、基準の「空白」に位置する二人の待遇問題について宮内省内には対立する種々の意見が噴出し、降下方針はなかなかまとめられなかった。本論文は最後に、この昭和一〇年代における家彦王と徳彦王の待遇問題をめぐる宮内省内の諸方針・意見をまとめ、当時の臣籍降下の基準に対する宮内官僚の理解を検討したい。

多嘉王の子の待遇について、前述の大正末期に提出された酒巻草案はすでにその臣籍降下を予想して以下の規定を設けていた。

「多嘉王殿下の第一子又は之に代わるべき皇族の臣籍降下せらるる場合には伯爵を授け従四位に叙し家門維持及邸宅新設の資金として金八十万円を賜ふ。(理由) 多嘉王殿下は宮号を存せられざる皇族にして現に皇族の降下に関する施行準則に於ても同殿下及其子孫は他の皇族及其の子孫とは取扱を異にし何時にても勅命に依り臣籍に降下し得べき地位に在らせらる依て多嘉王殿下の第一子又は之に変はるべき皇族の臣籍に降下せらるべき場合に付ては宮号を有する王の第三子の場

合に準するを適當なりと認めたるに由る」。

「多嘉王殿下の第二子又は之に代わるべき皇族の臣籍降下せらるる場合には子爵を授け家門維持及邸宅新設の資金として金六十万円を賜ふ。第三子以下又は之に代わるべき皇族に付亦同し。(理由) 前項の場合と同一理由に依り爵を減等し資金を減額するを適當と認むるに由る」⁽⁶⁷⁾。

酒巻草案は多嘉王の長男の待遇について「宮号を有する王の第三子の場合に準するを適當なり」と判断し、伯爵叙爵、下賜金八〇万円の待遇を提示していた。また、第二子の待遇について同草案は子爵叙爵、下賜金六〇万円という一層低い待遇を提出した。酒巻は、多嘉王の子の内の最初の降下者(すなわち長男の家彦王)に対して、各宮家当主の兄弟たちの子の内の最初の降下者(すなわち各当主の第二子)同様の待遇を与えるのは不適切だと判断したのであろう。宮号を有する王の子より低い待遇を提示する同草案は、宮号を有さない多嘉王の地位は同王の兄弟より一段低いものであるとの酒巻の認識に基づいて作成されたものであった。

昭和一四年、実際に家彦王、徳彦王の臣籍降下が具体化してきた際、岡本愛祐は酒巻のこの草案に対して反論を提出した。岡本の反論は「多嘉王は準則上降下の義務はなきも、情願は自由なるべき」との視点から、まず多嘉王が情願を提出して臣籍降下する場合の待遇について検討した。岡本の意見によると、同王が「久邇宮に於ては邦彦王の兄弟は多嘉王以外にはなきか故次子に該当する位置にある」から、臣籍降下の際は次男あるいは宮号の継承者に次ぐ年長者として大正九年・昭和二年の待遇基準どちらを準用しても侯爵を授けられるべきである⁽⁶⁸⁾。そのため、多嘉王の実際の長男(同王の長男賀彦王が早世し

た)家彦王の待遇について岡本は「多嘉王の継承者たるの点よりすれば侯爵を賜ふを妥当と」⁽⁶⁹⁾し、宮家からの降下待遇との均衡から岡本意見を批判する宮内省に対しては、「此の場合宮号を有する王の子孫に比するも権衡を失するの恐れなく、それは「宮号を有する王の長子は終身皇族にして降下の時始めて公爵を賜はり、多嘉王の長子は一段低き侯爵を賜はるか故なり」と主張していた。

同時に、ほかの視点から酒巻の待遇案に異議を唱える意見も存在していた。昭和一六年一〇月、当時の帝室会計審査局長宮木下道雄が家彦王・徳彦王の待遇案を提出した。同待遇案は酒巻の認識と同様に多嘉王が宮号を有する兄弟諸王より「一段の低位を以て遇せられたること」を承認するが、続いて次のように論を展開する。家彦王、徳彦王の臣籍降下により、皇族としての多嘉王の系統は邦家親王から数えて三世で消滅した。それと比較して、多嘉王の兄弟諸王の長子孫の系統は「第五世〔邦家親王からの世数、筆者〕に至りて始めて臣籍に列す」。木下は多嘉王の系統と宮号を有する多嘉王の兄弟諸王の宮家の存続代数の差に注目し、多嘉王が宮号を有さない事実直接に招くのは「その継承者に授けらるべき爵の上下の問題よりは、寧ろ臣籍に列せしめらるべき世代算数の問題なり」とする。故に、結論としては岡本と同様の理由で「家彦王には侯爵を授けらるるを妥当とすべし」⁽⁷⁰⁾と主張するのである。

家彦王に対して侯爵を叙することを主張していた岡本の意見は「多嘉王が臣籍降下したら侯爵を授けられるべき」という前提に立っていたが、この前提に対して池田秀吉宗秩寮宗親課長は大正九年基準の第三条「前項ノ皇族カ庶出ナルトキハ相当ノ斟酌ヲ加ヘラルヘキコト」を引用し、庶出の多嘉王は「臣籍降下の場合」或ハ伯爵ヲ擬セラ

レタノデハナイカ」とその継承者の家彦王に侯爵を叙することに反対意見を述べていた。しかし、「多嘉王は」御兄弟宮全部が庶出デ在ツタカラ、「庶出ナルコトヲ余リ過大視スルコトハ出来ナイ」との理由で、池田の意見も岡本に論駁された。⁽⁷¹⁾

しかし池田はさらに親等論という新しい理論を提出する。当時久邇宮家当主であった朝融王に対して家彦王は「従兄弟ニシテ四親等デアラ」。「朝融王ニハ二親等ナル邦英王ニ伯爵ヲ授ケラレタ実情デアラカ」。「朝融王ニ対シ四親等ナル家彦王ニ侯爵ヲ授ケラルコトアラバ明ニ順逆ヲ失スルノデアラ」と、池田は当時の久邇宮家当主の朝融王との親等の親疎を根拠として家彦王の侯爵授爵の不当を論じた。しかし、池田の親等論には根本的な問題が存在している。昭和二年の待遇基準によると、宮号を有する王から二親等にあたる長男の第二子は「宮号の継承者(この場合長孫に該当する)」に次ぐ年長者」として臣籍降下の際に侯爵を授けられるが、同王から一親等の三男が臣籍降下すると侯爵より下位にあたる伯爵を授けられる。臣籍降下の際の叙爵は宮号の継承者と親等の親疎によって決定されるべき問題ではないのである。さらに内藏頭、宮内参事官岩波武信は「久邇宮ノ御系統ニ於テハ王位継承ノ順序ハ邦英王(東伏見伯爵)ノ方家彦王ヨリ上位」にあることを理由として家彦王に伯爵以上の爵位を授けることに反対を表明していたが、岡本は昭和二年の待遇基準を根拠として以下の反論を示した。すなわち、王位継承の順序について「宮号ヲ有スル王ノ男子ハ常ニイツレモ該王ノ弟ヨリ上位ニア」る。しかし、「王ノ第三男子カ伯爵ヲ授ケラル」のに対して「王ノ次弟カ侯爵ヲ授ケラル」⁽⁷³⁾ことからみると、臣籍降下の際の叙爵は宮号の継承順序とは無関係である。

また、次男の徳彦王に子爵を叙する酒巻の待遇案に対して岡本は明

治三〇年の北白川宮能久親王の非嫡出子二荒芳之、上野正雄の例を取り上げ、「二氏が故能久親王の實子たることを認許せられ、何れも伯爵を授けられたる事例あり、此の両氏は遂に皇族たるの身位を有せず、所謂世に埋もれたる御落胤たる士平民が華族に列し伯爵を授けられたるものなる」から、「正妃より出でたる」徳彦王は「御生来の皇族なり」。そのため、徳彦王に「子爵又は男爵を授けらるることは有り得べからざる」と主張していた。⁽⁷⁴⁾

本章の内容を小括したい。昭和二年の待遇基準は多嘉王の子の家彦王、徳彦王の待遇について規定を設けていなかったため、昭和一〇年代の宮内省内には両王の待遇に関する意見が多数存在していた。そのうち、岡本愛祐の提案は昭和二年基準に基づき、かつ過去の降下例を参考した上での説得力のある意見ではあったが、結果として、二人の皇族に対し、相対的な優遇を提案した岡本の意見もより低位の待遇を提示した酒巻草案も採用されず、両王は結局伯爵を叙され、昭和一七、一八年にそれぞれ臣籍降下した。この最終の待遇の具体的な立案過程を裏付けるような史料はまだ見つかっていないが、両王の臣籍降下の前に、岡本は「両王に対する叙爵及び賜金額⁽⁷⁵⁾につきては異見も若干生ずることを期待せざるべからず。依つて皇族及び枢密顧問官に対し會議前に充分了解をやらしむる必要あるべく相当の苦心を要すべし」と宮内当局に注意した。この岡本の意見から考えると、最終の待遇は宮内省と各宮家、枢密院側との「充分了解」の上で制定された折衷案ではなからうか、と筆者は推測している。

おわりに―家名からの推測

明治四〇年の皇室典範増補第一条は臣籍降下について「家名を賜ひ華族に列せしむこと」と表現している。本論文の最後に、臣籍に降下した皇族に与える家名のことについて簡単に触れたい。酒巻芳男の説によると、「家名は御自身御選定の上、勅旨を以て之を下し賜はる事を常とする⁽⁷⁷⁾」ものであり、家名の選定について宮内省は基本的に降下者本人あるいは降下者所属の宮家の意見を尊重していた。⁽⁷⁸⁾

大正九年最初芳磨王が臣籍降下した時、山階宮家は「山階を以て家名と為し度」という意見を提出したが、出身の宮家の宮号を降下者の家名とする意見に対して宮内省は「今後華族に列せらる人数人あり。総て山階と云ふては混し易、徳川は同氏の者多きも、是は宜しからざる例なり」。「南山階とか東山階とか称する方宜しかるべし」という方針を執り、複数の徳川公爵家、島津公爵家が同時に存在するように、同一の宮家の複数の降下者に同一の家名を下賜することが望ましくないと判断した。この宮内省の方針を踏まえて考えると、「施行準則」のため後二三代しか存続できない伏見宮系の宮家が最初の降下者に宮号とは異なる家名を擬し、宮号の家名を将来宮家断絶の時まで保留し、公爵として臣籍に降下する長子孫系統の継承者にそれを与えるのは合理的な選択ではなからうか。しかし、芳磨王の臣籍降下後、断絶した華頂、東伏見両宮家の祭祀を継承した博信王、邦英王の例を除き、邦久王と博英王はそれぞれ久邇と伏見の家名を下賜されて臣籍に降下している。宮内省の方針を敷衍すると、将来伏見、久邇両宮家が消滅する時、すでに久邇侯爵家と伏見伯爵家が存在しているため降下する長

子孫系統の宮家当主は宮号を以て公爵家の家名とすることができない。にもかかわらず、伏見宮系皇族の本流伏見宮家および東久邇、朝香、賀陽諸宮家の出自の久邇宮家の宮号が家名として次男以下の系統に与えられていることは、まるで将来宮家が消滅する時における長子孫系統の臣籍降下は考慮されていないようである。久邇宮邦彦王と伏見宮博恭王は大正九年「施行準則」に対する反対派の核人物である。この家名の選定からみると、両宮家は「施行準則」のもとで将来自分の宮家が消滅することを想定していなかった、つまり抵抗をもって宮家の維持が可能であると考えていたのではないだろうか。

本論文が検討しているように、大正期から潜在的に存在していた「施行準則」に対する皇族の反発に降下後の待遇基準への不満を加え、皇族の激しい抵抗は終始臣籍降下制度の不安要素として存在していた。また、大正九年「施行準則」が制定された時期と比べ、昭和戦前期、宮内省の方針に対する一部の若年層の皇族の抵抗は高年層よりさらに激しくなっていた。たとえば、閑院宮春仁王は父の載仁親王が「宮内省に対しても、まことに従順であったのである。私の眼から見れば、父の態度は軟弱であり、卑屈でさえあった」と父親の態度を批判すると同時に、皇族に対する宮内省の監督を「罪な存在」、「下剋上」と評価し、「宮内大臣なり、宗秩寮総裁なり、或はその下僚が、自己の見解を以て、皇族の意志掣肘するが如きは、全く言語道断と申すべく」、「皇族は宮内省の方針や、意見に支配されるべき必要はない」。「皇族は自主性を持つべき」と主張していた。

戦後の皇籍離脱により、宮内省と伏見宮系皇族の間に存在していた深刻な確執は結局姿を消した。皇籍離脱と臣籍降下制度の関係について、小田部雄次氏は「施行準則」に定められている伏見宮系宮家の消

滅の時期、すなわち、邦家親王から数える第五世の時期が戦後の皇籍離脱の時期に重なったため、「十一宮家の皇籍離脱が比較的順当になされた理由はこのあたりにもある」と指摘している。

しかし、臣籍降下制度・方針に対する皇族の抵抗、および宮内省と皇族との確執の深刻化からみると、もし、大正九年に完成された臣籍降下の制度・基準が戦後、邦家親王から数えて第五世まで存続していたら、少なくとも一部の宮家が再び高久氏が指摘していた「皇族の同族意識にもとづく運動」を展開して宮家消滅の阻止を企てる可能性は高かったのではないかと筆者は推測している。臣籍降下の制度の存在は皇籍離脱を順当に推進したのではなく、逆に外圧的かつ強制的な皇籍離脱がなければ、皇族の抵抗は続き、その結果として臣籍降下制度の最終目標、すなわち伏見宮系皇族の完全消滅の実現は困難になっていたのではないだろうか。

註

- (1) 藤田大誠氏は宮家の新設を近代皇族制度の「出発点」と「前提」と評価し、皇族制度の整備を検討している。藤田大誠「近代皇族制度の形成と展開」(『藝林』五九号、藝林会、二〇一〇年四月)。
- (2) 「太政官日誌」明治三年、第七〇号、「四親王家之外新二御取建ニ相成候親王家之儀ハ二代目ヨリ賜姓華族ニ被列候事」。
- (3) たとえば、明治五年の北白川宮智成親王薨去後には親王の遺志により能久親王が同宮家を継承。明治九年の華頂宮博経親王の病篤の際には、王子博厚王が華頂宮を継承することも特旨で許された。宮内庁書陵部編纂『皇室制度史料』皇族四(吉川弘文館、一

九八六年)、一九一頁。

- (4) 高久嶺之介氏の研究は皇族たちの「親戚の情誼による運動、すなわち皇族の同族意識にもとづく運動」を「一代皇族制」が崩れた原因として述べている。後述の通り、大正九年に成立した臣籍降下の基準も皇族の抵抗により動揺がもたらされた。皇族の抵抗の理由としてこの「同族の情誼」も無視はできない。高久嶺之介「近代皇族の権威集団化過程―その一 近代宮家の編成過程―」、「社会科学」二七号、同志社大学人文科学研究所、一九八一年、一九二頁。
- (5) 川田敬一『近代日本の国家形成と皇室財産』(原書房、二〇〇一年)二〇二―二〇三頁。
- (6) 帝室制度調査局案の制定および皇室典範増補の成立につき、前掲川田敬一『近代日本の国家形成と皇室財産』のほか、原田一明「明治四十年皇室典範『増補』考」(『国学院法学』四〇巻、四号、二〇〇三年)に詳しい。
- (7) 永井和「波多野敬直宮内大臣辞職顛末―一九二〇年の皇族会議」(『立命館文学』六二四号、二〇一二年一月)。
- (8) たとえば、小田部雄次『皇族』(中央公論新社、二〇〇九年)、同『天皇と宮家』(新人物往来社、二〇一〇年)など一連の皇族関係著作。浅見雅男『闘う皇族』(角川書店、二〇〇五年)、同『天皇と皇族』(筑摩書房、二〇一六年)。
- (9) 叙爵の基準に関する代表的な推測として、浅見雅男氏は叙爵の結果に基づき、「同一の宮家から最初に臣籍降下した者は侯爵、それ以下は伯爵ということになっていた」と推測している。浅見雅男『闘う皇族』(角川書店、二〇〇五年)二九九頁。後述の通

り、同氏の推測は明らかに間違っている。

- (10) 前掲高久嶺之介「近代皇族の権威集団化過程―その一 近代宮家の編成過程―」一六〇頁。
- (11) 前掲小田部雄次『天皇の宮家』一二九頁。
- (12) 高久嶺之介「天皇の家―明治期における皇族の位置」、同志社大学人文科学研究所編『共同研究日本の家』(国書刊行会、一九八一年)所収、四二二―四三〇頁。同研究によると、最初に立案された皇室制規は各宮家の臣籍降下の制度を規定した。山階・久邇・北白川三宮家は「現今宣下親王ノ継嗣ヲ諸王トナシ、諸王ノ継嗣ヨリ華族ニ列シ侯爵ヲ授クヘシ」。梨本・華頂二宮家は「現今諸王ノ継嗣ヨリ華族ニ列シ侯爵ヲ授クヘシ」。その後の帝室典則も皇族降下の際の爵位について「有栖川宮、小松宮、伏見宮の二男以下は諸王として賄料を附与し、その子はすべて華族とし子爵を授く。山階宮、久邇宮、北白川宮、載仁親王の継嗣は諸王とし、三代目よりは華族とし侯爵を授く、現親王の二男以下は諸王とし、帝室より賄料を附与し、その子はすべて華族とし、男爵を授く。梨本宮、華頂宮の場合、現親王の継嗣より華族とし、侯爵を授く」と規定していた。
- (13) 酒巻芳男『華族制度の研究』第一輯(霞会館、一九八七年)、一二七頁。
- (14) 「勲一等藤磨王殿下ニ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セラルルノ件」JACAR Ref. A 03033701000。
- (15) 邦久王から徳彦王まで、諸王の臣籍降下に関する枢密院の審査報告に以下の「定型文」がある。「殿下ノ臣籍降下ニ際シ相当ノ爵位ヲ賜ヒ且一家ノ創立及其ノ家格ノ維持ニ必要ナル資産ヲ給セ

ラルルコトニ付テハ宮内当局ニ於テ先例ニ照シ慎重審議ノ上案ヲ具シテ御裁可ヲ奏請スベキ旨言明アリタリ。ただし「施行準則」の制定後、臣籍降下の最初の例である芳麿王の降下に関する審査報告には、「先例ニ照シ」の部分がない。

(16) 「勲一等芳麿王殿下ニ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セララルルノ件」、Ref. A 03033630100。

(17) 「邦久王殿下臣籍降下の件」、宮内公文書館9341。しかし、実際の議場において宮内省側は降下後の待遇を枢密院側に言明しなかつた。

(18) 倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第一卷（国書刊行会、二〇一〇年）六一九頁、大正九年七月一日条。

(19) 「皇室典範増補」第五条：「第一条（王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ）第二条第四条ノ場合ニ於テハ皇族會議及枢密顧問ノ諮詢ヲ経ヘシ」。

(20) 「勲一等邦英王殿下に家名を賜い華族に列せらるるの件」、宮内公文書館9341。

(21) この大正九年の待遇基準の具体的な制定時期は不明であるが、「岡本愛祐関係文書」所収「家彦王臣籍降下ニ際スル擬爵ノ件」という意見書において、岡本は基準について「準則制定後程遠カラヌ時期ニ定メラレタト覚シキ『皇族ノ臣籍ニ降下シタル場合ノ御待遇ニ関スル件』と言及している。（東京大学大学院法学政治学研究科附屬近代日本法政史料センター所蔵「岡本愛祐関係文書」第一部「1」-29-8）。また、宮内公文書館所蔵史料中にも「準則制定直後内定セラレタル皇族ノ臣籍ニ降下シタル場合ノ御待遇ニ関スル件」と、同基準の存在に言及した文章が存在してい

る。（『皇族ノ降下ニ関スル施行準則』ト家彦王及徳彦王臣籍降下ニ際スル擬爵ノ件意見」宮内公文書館91013）。

(22) 「皇族ノ降下ニ関スル内規ノ件 枢密院議長公爵山縣有朋宛審査委員長枢密顧問官子爵伊東巳代治・審査委員長枢密顧問官子爵末松謙澄・枢密顧問官富井政章・枢密顧問官侯爵井上勝之助意見書」大正九年、宮内公文書館9341。

(23) 「皇族臣籍降下ノ場合ニ於テ賜ハルベキ爵ニ関スル意見」（東京大学大学院法学政治学研究科附屬近代日本法政史料センター所蔵「岡本愛祐関係文書」第一部「1」-29-6）、なお、同史料は宮内公文書館所蔵9341の番の文書と同じものである。

(24) 前掲永井和「波多野敬直宮内大臣辞職顛末——一九二〇年の皇族會議」、四九七〜四九八頁。

(25) 前掲永井論文五〇三〜五〇五頁。

(26) 前掲「倉富勇三郎日記」第一卷、六一九〜六二〇頁、大正九年七月一日条。

(27) 前掲「倉富勇三郎日記」第一卷、六二八頁、大正九年七月七日条

(28) 前掲「倉富勇三郎日記」第一卷、六四二頁、大正九年七月一三日条

(29) 坂本一登「新しい皇室像を求めて——大正後期の親王と宮中——、近代日本研究会編『宮中・皇室と政治』（年報近代日本研究二〇、山川出版社、一九九八年）所収。

(30) 西川誠「大正後期皇室制度整備と宮内省」近代日本研究会編『宮中・皇室と政治』（年報近代日本研究二〇、山川出版社、一九九八年）所収、九八〜一〇一頁。

- (31) 倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第二卷(国書刊行会、二〇一二年)一五九頁。大正一〇年四月七日条。
- (32) 倉富勇三郎日記研究会編『倉富勇三郎日記』第三卷(国書刊行会、二〇一五年)、六八七頁。大正一二年一〇月二三日条。
- (33) 昭和一六(一七)年の家彦王・徳彦王の臣籍降下の際、二人の皇族の待遇に関する意見書「家彦王及徳彦王両殿下ノ臣籍降下ニ就キテ」(前掲「岡本愛祐関係文書」第一部「1」-29-1)に、参考資料としてこの酒卷案が全文引用されている。
- (34) 前掲「皇族臣籍降下ノ場合ニ於テ賜ハルベキ爵ニ関スル意見」。
- (35) 「家彦王及徳彦王両殿下ノ臣籍降下ニ就キテ」(前掲「岡本愛祐関係文書」第一部「1」-29-2)。
- (36) 「皇族ノ臣籍降下ニ関スル件」、宮内公文書館9422。
- (37) 昭和二年基準の条文は「皇族ノ臣籍降下ニ関スル件」、宮内公文書館9422より引用。
- (38) 前掲「皇族臣籍降下ノ場合ニ於テ賜ハルベキ爵ニ関スル意見」。
- (39) 宮内庁編『明治天皇紀』第二二卷(吉川弘文館、一九七五年)三五三頁。
- (40) 前掲『倉富勇三郎日記』第二卷、一五二頁。大正一〇年四月四日条。
- (41) 「神宮司庁官制」第二条…「祭主ハ親任トシ、皇族ヲ以テ之ニ任ス。大御手代トシテ奉斎シ祭事ヲ管理ス。但公爵ヲ以テ之ニ任スルコトアルヘシ」。
- (42) 「御変更」の内容は不明、後述の「御取消」のことを指すか。
- (43) 「覚書、皇族臣籍降下ノ際ノ御優遇ニ関スル件」昭和三年七月、(前掲「岡本愛祐関係文書」第一部「1」-29-1)。
- (44) 「家彦王及徳彦王両殿下ノ臣籍降下ニ就キテ」昭和一四年一月、(前掲「岡本愛祐関係文書」第一部「1」-29-2)。
- (45) 前掲「覚書、皇族臣籍降下ノ際ノ御優遇ニ関スル件」。
- (46) 伊藤隆・広瀬順昭編『牧野伸顕日記』(中央公論社、一九九〇年)四二九頁、昭和六年二月一七日条。
- (47) 前掲浅見雅男『闘う皇族』三〇〇頁。
- (48) 前掲「牧野伸顕日記」四二九頁、四三七頁。昭和六年二月一七日、三月二六日条。
- (49) 諸王が臣籍降下の情願を出せる年齢について、皇族身位令第二五条は「満十五年以上タルコトヲ要ス」と規定していた。
- (50) 前掲永井和「波多野敬直宮内大臣辞職願末―一九二〇年の皇族会議」四九八頁。
- (51) 「勲一等芳麿王殿下に家名を賜い華族に列せらるるの件」、宮内公文書館26340。
- (52) 「邦久王殿下臣籍降下の件」、宮内公文書館26341。
- (53) 同上。
- (54) 明治皇室典範第一三条と一四条は「天皇及皇太子皇太孫ハ満十八歳ヲ以テ成年トス」。「前条ノ外ノ皇族ハ満二十年ヲ以テ成年トス」と定めている。すなわち、臣籍降下の対象の諸王の成年は二〇歳に達することである。
- (55) 前掲『倉富勇三郎日記』第一卷、六四九頁。大正九年七月二〇日条。
- (56) 「勲一等芳麿王殿下に家名を賜い華族に列せらるるの件」、宮内公文書館26340。
- (57) 前掲注28の通り、皇族会議の前における宮相の内申の時、北白

川宮も「芳麿王の降下の情願も宮内省より催促して情願を為さしめたる様に思ひ居られ、芳麿王は只今士官学校在学中なるに、中途にて待遇を易ふるは残酷なり」との反対意見を表明した。

(58) 「勲一等芳麿王殿下に家名を賜い華族に列せらるるの件」、宮内公文書館26340。

(59) 前掲『倉富勇三郎日記』第一卷、一四三頁。大正八年五月八日条。

(60) 例えば、大正期の学習院において「皇族方は他の一般学生と共に、同一の教場に於て受業あらせらるるが故に、御履修の学科及び其の進度等は一般学生と全然同一なりと雖も、時には御補習の意味にて、課外として特別の学科を御履修あらせられたることあり」。学習院編『学習院史 開校五十年記念』（一九二八年）二一四頁。

(61) 前掲『倉富勇三郎日記』第二卷、八八頁。大正一〇年三月八日条。

(62) 「皇族身分録」一、昭和三年、宮内公文書館7200。

(63) 「邦彦王の弟多嘉王を以て、其の結婚の礼終るの後、之れを臣籍に降したまはんとする内旨あり、是の日侍従長侯爵徳大寺実則をして旨を宮内大臣田中光顕に伝へしめたまふ」。宮内庁編『明治天皇紀』第一卷（吉川弘文館、一九七五年）六九〇頁。

(64) 前掲『倉富勇三郎日記』第一卷、四五四頁、大正八年二月二九日条。

(65) 「家彦王ノ臣籍降下に就て」、前掲「岡本愛祐関係文書」第一部「1」29-3。

(66) 昭和一四年、多嘉王の子の臣籍降下に関する岡本愛祐の意見書

の中で、家彦王と徳彦王の臣籍降下の可否につき、岡本も「大正九年制定の皇族の降下に関する準則によれば多嘉王には準則の適用なきもその子孫には準用あり。即ち家彦王徳彦王両殿下ハ降下を免るること能はず。仮に新に宮号を賜ふとも何等の変化を招来することなし」と述べていた。「家彦王及徳彦王両殿下ノ臣籍降下ニ就キテ」、前掲「岡本愛祐関係文書」第一部「1」29-2。

(67) 「家彦王及徳彦王両殿下ノ臣籍降下ニ就キテ」（前掲「岡本愛祐関係文書」第一部「1」29-2）。

(68) 一方、岡本は前掲藤麿王の特例に注目して「藤麿王殿下ニハ曩ニ明治天皇ヨリ将来神宮祭主トナラセラルル御沙汰アリシ関係モアリ、同殿下ニ対シテハ特ニ侯爵ヲ授ケラレ云々」と藤麿王の例を引用して「多嘉王ガ神宮祭主ノ宮デ在ラセラレタコトガ侯爵説ノ最モ有力ナル根拠トナルノデアル」と主張していた。「家彦王臣籍降下ニ際スル授爵ノ件」、宮内公文書館91012。

(69) 「家彦王及徳彦王両殿下ノ臣籍降下ニ就キテ」（前掲「岡本愛祐関係文書」第一部「1」29-2）。

(70) 「家彦王の御事」宮内公文書館91001、「岡本愛祐関係文書」第一部「1」29-7所収同名文書とは同一の史料。

(71) 「家彦王及徳彦王両殿下ノ臣籍降下ニ就キテ」（前掲「岡本愛祐関係文書」第一部「1」29-2）。

(72) 同上。

(73) 「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」ト家彦王及徳彦王臣籍降下ニ際スル擬爵ノ件意見」、宮内公文書館91013。

(74) 「家彦王及徳彦王両殿下ノ臣籍降下ニ就キテ」（前掲「岡本愛祐関係文書」第一部「1」29-2）。

(75) 大正九年「施行準則」の制定から家彦王の臣籍降下までの間に臣籍降下した一〇人の皇族全員は宮号を有する王の次男以下の男子であったため、臣籍降下の際はそれらの皇族に対する世襲財産と一家設立の資金の下賜が問題であった。しかし、家彦王は実際の長男として従来の次男以下の臣籍降下と異なり父親の多嘉王の遺産を継承したため、同王の場合は、従来一〇〇万円としていた多額の下賜金を減額すべきかどうかの問題が生じ宮内省内にも論争が起こった。岡本は「多嘉王の遺産につきも多少は存すべきも小松宮の場合に於けるか如く継承者の為め有力な財源たる程多額ありとは想像し得ざるを以て賜金減額の必要もなき」、「百万円は一見巨額の観あるも新築費を除き残額を基金とし其の利子を以て生活費に充て相当の体面を維持せしむるを本旨とするか故に之か減額は困難なり」と家彦王の下賜金の減額に反対した。結局、岡本の主張の通り、多嘉王の子に対して従来の降下者と同様の一〇〇万円を下賜した。「家彦王及徳彦王両殿下ノ臣籍降下ニ就キテ」(前掲「岡本愛祐関係文書」第一部「1」29頁)。

(76) 「皇族臣籍降下ノ場合ニ於テ賜ハルベキ爵ニ関スル意見」(前掲「岡本愛祐関係文書」第一部「1」29頁)。

(77) 前掲『華族制度の研究』第一輯、二七二頁。

(78) 例えば、藤麿王の場合、筑波の家名を選んだのは藤麿王本人である。藤麿王の息子筑波常治は当時の状況について「依頼によって、東大文学部の教授が、あれこれ知恵をしほったが、名案がうかばない。そのとき、父が思いついたのが『筑波』である。筑波山は、父が実家の庭から、朝夕はるかに眺めて親しんできた山だった。しかも、父の父親が、その頂上に気候観測所をたてた」

と回想している。筑波常治『破約の時代』(講談社、一九五九年)一五頁。

(79) 藤麿王の弟萩麿王の場合、萩麿王は「御家名の内撰方を母宮殿下に御一任あらせられ、宮家に於ては文学博士三上参次同関根正直に諮られ慎重御詮議の結果、鹿島立科の両案を得られ、昭和三年四月二十二日母宮殿下には鹿島を御内撰あらせられた。そもそも鹿島は山階宮より鹿島立の意にして且関東の名社、立科は山階(科)宮より立つの意にて甲州にある名山である」。すなわち、同王の家名を選定したのは山階宮家の方である。伯爵鹿島家編『伯爵鹿島萩麿』(鹿島家、一九三七年)一五五頁。

(80) 前掲『倉富勇三郎日記』第一卷、六二三〜六二四、六二八頁。大正九年七月五日、及び七月七日条。

(81) 閑院純仁『日本史上の秘録』(日本民主協会、一九六七年)一七五〜一八五頁。

(82) 前掲小田部雄次『天皇と宮家』、一八頁。